

吉野川市農業委員会総会議事録(4月定例会)
(令和4年4月)

1. 開催日時 令和4年4月25日(月)
午後1時30分から午後2時20分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 19人
 会長 5番 大久保 光 江
 会長職務代理者 12番 真 相 広 也
 副会長 2番 山 口 博 史
 14番 近 藤 清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 恵志		

4. 欠席委員 (1人)
5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	井村順一・天野宣正		

欠席委員 (16人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第4 議第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第5 議第15号 事業計画変更について
 報告事項(1)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡田佳明
局長補佐 原田裕充
事務主任 森本佑治

8. 議事進行

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和4年4月 吉野川市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、2番山口委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の出席委員は、19名中、18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、令和4年9月定例会までの間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長 (会長挨拶)

議 長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、9番、川端委員、10番、原委員に、議事録署名をお願い致します。

議 長 本日の定例会に出しております議案は、
議第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件
議第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件
議第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5件
議第15号 事業計画変更について 1件
報告事項(1)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議 長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本定例会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議長 それでは、議第12号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

まず最初に、議第12号1番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町上浦字天神、地目は、台帳、現況共に田、面積は、769㎡です。譲渡人は農業を縮小しており、近所で専業農家である譲受人への売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地5,090㎡で、主に米と露地野菜を作付けしており、申請地では、米を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、3番、野上委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

3番 3番、野上です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は農業をする意欲がなく、耕作放棄地状態でした。譲受人は元のように田として利用するようですので、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明、報告がございました、議第12号1番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第12号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第12号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、2番及び3番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

2番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字雨足、地目は、台帳、現況共に田、面積は998㎡でございます。譲渡人は、山川町に住んでおり、休耕状態であり、農業も縮小しており、譲受人への売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地10,605㎡で、主に米、シキビ、すだち等を栽培しており、申請地では、米を栽培する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

3番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字雨足、地目は、台帳、現況共に田、面積は856㎡でございます。譲渡人は、農業を縮小しており、譲受人への売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地10,605㎡で、主に米、シキビ、すだち等を栽培しており、申請地では、米を栽培する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番

8番、河野です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲受人とお話をしました。2番については以前から話がありましたが、相続登記ができていないということで今になったということです。3番については管理に苦慮していたということで、併せて買収することになったようです。申請地は、農地パトロールで数年来耕作放棄地になっていたもので、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第12号2番及び3番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第12号2番及び3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第12号2番及び3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、4番の売買による所有権移転についてでございます。それ

では、事務局の説明を求めます。

事務局

4番でございます。2筆でございます。位置図については、資料3です。申請地の所在は、川島町桑村字上山田、地目は、台帳、畑又は田、現況、畑又は田、2筆の合計面積は2,419㎡です。譲渡人は、農業を縮小しており、耕作放棄地になっているため、譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地、5,860㎡で、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地でも、米と露地野菜を作付けする予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、15番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

15番

15番、阿部です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。この土地については、資料3を見て頂けたらよくわかるのですが、筆界未定地があるということで、関係者からの同意書が添付されているということです。その他は問題はないかと思えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第12号4番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第12号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第12号4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、5番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

1頁及び2頁をご覧ください。5番でございます。4筆でございます。位置図については、資料4です。

申請地の所在は、川島町桑村字山ノ神、地目は、台帳、畑又は田、現況、畑又は田、4筆の合計面積は903㎡です。譲渡人は、小松島で生活しており、耕作放棄地になっているため、譲受人に贈与することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地6,994㎡で、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地でも、米と露地野菜を作付けする予定のよう

です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、1番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番 　1番、松本です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。両者はいとお同士であり、母屋の土地を継承して譲受人が耕作するというので、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第12号5番の、贈与による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第12号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第12号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　次に、議第13号、農地法第4条第1項の規定による許可について、でございます。この議案につきましては会長許可でございます。

それでは、1番及び2番の、太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字江川、地目は、台帳、現況共に田、面積は770㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル227枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金1,414万6千円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、碎石を10cm程度敷き仕上げます。民境界には土羽止め及び擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

2番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字江川、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,496㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル306枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金1,584万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、碎石を10cm程度敷き仕上げます。民境界には土羽止め及び擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 　11番、江本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は本来の仕事がありまして、なかなか農業ができないということで、太陽光に売買するようです。調査のけっちか問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第13号1番及び2番の、太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第13号1番及び2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第13号1番及び2番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　次に、議第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 それでは1番の、売買による貸し資材置き場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の4頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字四ツ家前、地目は、台帳、原野、現況、畑、面積は1,252㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲受人は、新たに設立した法人の役員として、本申請地を貸し資材置き場として取得し、法人事業者として、主に中古農機具(トラクター、田植機、コンバイン)、金物などの商品を、外国へ輸出するため、中間商品置き場として使用する計画です。事業費については、砕石及びフェンス安全鋼板、H網などの準備物は、既に在庫があるということで、申請は、0円でございます。

土地の造成については、整地の上、砕石を敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁があり、東側、北側の一部は新設擁壁及び新設土羽止めを建設するため、土砂等の流出はありません。また、周囲に2m高程度のH網建てフェンス安全鋼板を設置し、周囲と隔離することにより、防音、防臭及び安全性等を向上させる計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画ですが、オイル漏れ等があればすぐに回収するということなので、周辺農地への影響は、非常に少ないものと思われま

す。本件は、関係書類の未提出ということで、先月分の保留案件でございます。先日、申請代理人から、現在申請中の古物商許可申請について、許可が下りていないという連絡がございました。ですので、事務局が徴すべき確認書類の提出がないということで、今回も保留とさせていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局から説明がございましたとおり、書類不備ということで保留とさせていただきます旨の報告がございました。議第14号1番の、売買による貸し資材置き場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号1番について保留することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第14号1番につきましては保留することに決定いたしました。

議長 続きまして2番の、売買による太陽光発電施設建設及び駐車場のための転用申請でございます。本件については、次の、議第15号1番と関連しておりますので、一括して審議を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

2番でございます。2筆でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、鴨島町山路字堂原、地目は、台帳、現況共に畑、2筆の合計面積は1,338㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

次に、6頁をご覧ください。議第15号1番の、事業計画変更申請では、令和3年3月3日付けで5条許可を受け、工事請負事業者が太陽光発電施設を建設しましたが、当初の許可者が、工事完成払い時において、資金不足が生じ、契約を解除したことにより、新たな許可申請者から、事業計画変更申請が提出されたものでございます。

計画概要は、太陽光パネル324枚、パワコン9台、発電出力38.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。建設における事業費は、建設工事完了につき自己資金0円でございます。

併せて、工事車両及び管理車両等の駐車場として、申請地の一部を計画変更致します。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁及び新設土羽止めを建設するため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

4番

4番、原田でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。本件は既に許可済みの内容であり、この度は、申請者の変更、一部工事内容の変更ということですので、問題はないと思ひます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第14号2番の、売買による太陽光発電施設建設及び駐車場のための転用申、議第15号1番の、転用申請者変更申請及び申請地の一部の駐車場への事業計画変更申請につきましまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号2番及び議第15号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第14号2番及び議第15号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして3番の、賃貸借権の設定による店舗のための一部転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。3筆でございます。位置図については、資料9です。申請地の所在は、鴨島町上下島字松元、地目は、台帳、共に畑、3筆の合計面積は2,704㎡のうち2,533.76㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2農地でございます。併せて利用する土地、上下島字松元382番1及び381番1、地目、宅地があります。

貸し人は、専業農家であります。農業経営のほか、収入の安定化を図るため、借り人と話がまとまったようでございます。

計画概要は、新店舗は申請地に建設されるため、表土を46cm程度すき取り、砕石を30cm程度敷き仕上げます。店舗の基礎部は、幅20cmの新設L型擁壁1.5m高を建設し、根入れ部は50cm程度になるようですので、現地盤からは約1m程度高くなるようです。基礎部以外の残地部分は、山土では30cm程度盛土し、砕石を10cm程度敷き、アスファルト舗装で仕上げます。民境界は、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。店舗等は、鉄骨平屋建て、建築面積1,559.28㎡です。事業費は、自己資金2億円を予定しています。給排水等については、市上下水道を使用します。

雨水については、店舗基礎部に一時貯水し、排水管により南側市道側溝へ排水する計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま。その他関係書類は添付されており、当該申請につきまは、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願います。

議 長 ただ今の説明に関連して、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。資料9をご覧ください。申請地は、既存宅地の南側に隣接し、浸水地への対策もできているようなので、何も問題はないと思いま。ご審議の程よろしくお願います。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第14号3番の、賃貸借権の設定による店舗のための一部転用申請につきまは、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第14号3番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして4番の、売買による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料10です。
申請地の所在は、川島町桑村字源光寺、地目は、台帳、現況、共に田、面積は307㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲受人は現在実家で住まいしていますが、家も古くなり、家族も増えて手狭にもなったため、実家に近いところで宅地を探していたところ、譲渡人と売買で話がまとまりました。申請地には、木造平屋建て住宅、延べ床面積122.55㎡を建設する計画で、事業費は借入金3,000万円を予定しています。

土地の造成については、表土をすき取り、山土で1m60cm程度盛土を行い、砕石を敷き仕上げる予定です。給排水については、市上下水道を使用します。民境界については、L型擁壁を新設するので、土砂等の流出はありません。

雨水排水等については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、1番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いしま。

1番 1番、松本でございます。事務局から説明があつたとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲受人は申請地から50m程度西側に両親と共に住んでいます。ただ、この居住地は、度々浸水被害に遭い、被害のない土地を探していました。適地が売りに出ていたということで話がまとまりました。周辺農地に与える影響もないと思いまるので、何も問題はなと思いま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第14号4番の、売買による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第14号4番につきましては許

可することに決定いたしました。

議 長 続きますて5番の、賃貸借権の設定による駐車場のための一部転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5頁をご覧ください。5番でございます。位置図については、資料11です。

申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳、現況、共に田、面積は1,528㎡のうち957.88㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

借り人は、隣地で中古車販売、自動車修理会社を経営しており、会社社屋を拡張するに伴い、駐車場スペースが手狭になるということで、貸し人と申請地の一部を賃貸借により駐車場として借り受けすることで話がまとまったようでございます。

計画概要は、表土を取り除き、山土で60cm程度盛土し整地の上、砕石を10cm程度敷き、前面道路高で仕上げます。民境界は、既設擁壁及び新設擁壁を建設するため、土砂等の流出はありません。事業費は、自己資金30万円を予定しています。

雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に関連して、19番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願ひします。

19番 19番、南園でございます。事務局から説明があつたとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。貸し人は高齢で、農業を縮小しようと考えていたところ、夫と息子が経営する自動車修理工場が工場を増設するという話が出まして、賃貸で申請地を貸すという話になりました。埋め立ても道路高で仕上げ、周辺も自己所有地であるため、農地に与える影響はないにしますということなので、問題はないと思ひまます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第14号5番の、賃貸借権の設定による駐車場のための一部転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第14号5番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 次に、6頁、議第15号1番の事業計画変更について、でございますが、議事は終了しております。

議長 次に、報告事項(1)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について、報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の7頁をご覧ください。

1番です。位置図については、資料12です。

所在は、鴨島町牛島字中開西、地目は、台帳、現況共に、畑、面積は378㎡でございます。転用目的は、売買による駐車場への転用申請でございます。令和4年3月18日に届出が提出され、令和4年3月25日に、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

2番でございます。位置図については、資料14です。

所在は、鴨島町上下島字宮内、地目は、台帳、現況共に、畑、面積は775㎡でございます。転用目的は、売買による宅地分譲でございます。令和4年1月21日に届出が提出され、令和4年1月27日に、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

○報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものでございます。

議案書の8頁をご覧ください。

1番です。位置図については、資料13です。

照会地の所在は、鴨島町知恵島字千田須賀西、地目は、台帳、畑、照会地目、雑種地、面積は465㎡で、令和4年3月11日付けで回答致したものでございます。

2番です。位置図については、資料14です。

照会地の所在は、川島町山田字大塚、地目は、台帳、畑、照会地目、山林、面積は1,327㎡で、令和4年3月16日付けで回答致したものでございます。

○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の9頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、5件7筆でございます。
内訳と致しまして、利用権設定の使用貸借権の合意解約が4件6筆、
利用権設定の賃貸借権合意解約が1件1筆でございます。
以上でございます。

議長 報告事項(1)、(2)、(3)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 その他について。
1. 農地利用最適化推進委員 美郷地区1名の補充について (森本)
2. 農業委員会活動記録セット内の新様式書類の説明について (原田)

委員 質疑、異議なしで承認

議長 それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。
以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉会 (終了時刻 午後2時20分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和4年 月 日

議長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記